



2020年5月26日

各位

会社名 日本曹達株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石井 彰  
(コード番号4041 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 竹内 哲  
(TEL 03-3245-6053)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月26日開催の当社取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の当社第151回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2020年2月4日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途お知らせいたしましたとおり、取締役会の監督機能の実効性を高めるとともに、業務執行のさらなる強化と迅速化を図るために、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任できる旨の規程および最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できる旨の規定を新設します。

(2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

第151回定時株主総会：2020年6月26日

定款変更の効力発生日：2020年6月26日

以上

別紙（変更の内容）

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 （条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> （4）<u>会計監査人</u></p> <p>第5条 （条文省略）</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 （条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 （条文省略）</p> <p>（招集権者および議長） 第16条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条 （条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。 （新設）</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 （現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （削除） （3）<u>会計監査人</u></p> <p>第5条 （現行どおり）</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 （現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 （現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長） 第16条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条 （現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第20条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

<p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名</u>を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日</p>	<p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役等) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) または執行役員の中から社長1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日</p>
--	--

<p>前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の</u></p>	<p>前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第31条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新設)</p>	<u>(常勤の監査等委員)</u>
<p>(新設)</p>	第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
<p>(新設)</p>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>

<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

以 上